

令和4年5月16日開会

令和4年5月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 29 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	1
議案第 30 号	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	4
議案第 31 号	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	6
議案第 32 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 33 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則第25項を削る。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に職員(一般職の職員をいい、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項及び第2条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第22条第4項、第5項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第7項並びに第28条第1項から第3項まで及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)

から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定任期付職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。） 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

（寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

議案第 30 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 44 年寝屋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100 分の 220」を「100 分の 212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に特別職の職員に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 220 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

議案第 31 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和4年5月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正
する条例

(寝屋川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 寝屋川市国民健康保険条例（昭和34年寝屋川市条例第12号）の一部を
次のように改正する。

附則第33項中「次項」の次に「及び附則第35項」を加える。

附則第49項を附則第50項とする。

附則第48項第1号中「附則第46項第3号ア」を「附則第47項第3号ア」
に改め、同項を附則第49項とする。

附則第47項中「附則第46項第1号」を「附則第47項第1号」に、「附則
第46項第2号」を「附則第47項第2号」に改め、同項を附則第48項とし、
附則第46項を附則第47項とする。

附則第45項第1号中「附則第43項第3号ア」を「附則第44項第3号ア」
に改め、同項を附則第46項とする。

附則第44項中「附則第43項第1号」を「附則第44項第1号」に、「附則
第43項第2号」を「附則第44項第2号」に改め、同項を附則第45項とし、
附則第43項を附則第44項とし、附則第42項を附則第43項とする。

附則第41項第1号中「附則第39項第3号ア」を「附則第40項第3号ア」
に改め、同項を附則第42項とする。

附則第40項中「附則第39項第1号」を「附則第40項第1号」に、「附則
第39項第2号」を「附則第40項第2号」に改め、同項を附則第41項とし、
附則第39項を附則第40項とする。

附則第38項第1号中「附則第36項第3号ア」を「附則第37項第3号ア」
に改め、同項を附則第39項とする。

附則第37項中「附則第36項第1号」を「附則第37項第1号」に、「附則
第36項第2号」を「附則第37項第2号」に改め、同項を附則第38項とし、
附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を附則第36項とし、附則第34

項の次に次の1項を加える。

35 附則第33項の規定は、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）の減免について準用する。

（寝屋川市介護保険条例の一部改正）

第2条 寝屋川市介護保険条例（平成12年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）の減免について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例附則第35項の規定及び第2条の規定による改正後の寝屋川市介護保険条例附則第11条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。